

【資料翻刻】

徳山毛利家文庫異国船漂着3

朝鮮船漂着記 享保十年

今回紹介する史料は、山口県文書館架蔵の徳山毛利家文庫異国船漂着3に収められている朝鮮人漂流に関する記録の一部である。

形態は、法量縦25・5cm横18・5cm、袋綴装、紙擦四穴、料紙は和紙である。

内容は享保十(一七二五)年十二月七日に徳山藩領の阿武郡奈古浦に朝鮮漁船が漂着した際の報告記録である。

徳山藩は、周防国都濃郡の大部分と長門国阿武郡の一部を領した、萩藩の支藩である。元和元(一六一七)年に毛利宗瑞・秀就の連名で秀就の弟就隆へ都濃郡(約三万石)を分知したのが始まりである。元和七年十二月の領地替で熊毛郡島田と都濃郡の山間部と、海岸部の富田、福川、佐波郡の富海、阿武郡の奈古・大井が交換された。正徳五(一七一五)年の宗藩との確執(万役山事件)により翌六年四月十三日、幕府により徳山藩改易となるが、藩主元次に諫言して追放されていた徳山藩家老奈古屋里人らの奔走で、享保四(一七一九)年八月二十八日、幕府により元次の子元堯で再興が許された。徳山毛利家文庫には奈古浦への朝鮮船の漂流の記録は享保二年と享保十年にみられるが、今回は享保十年のものをとりあげる。

朝鮮との関係は、豊臣秀吉の文禄・慶長の役で朝鮮側に癒し難い

中 村 睦 美

苦難を与えたが、関が原の戦(一六〇〇年)以後、征夷大將軍となった徳川家康の命により朝鮮・明との国交の回復を対馬の宗氏が労を取り、慶長九(一六〇四)年、通信使の来日により一応の回復をみた(明とは不調に終わった)。

寛永年間に徳川政権により鎖国政策がとられたが、朝鮮に関して是对馬藩が管掌した(中国・オランダは長崎藩、琉球は薩摩藩、アイヌは松前藩)。一般に唐船が漂流して来た場合、鎖国政策で打ち払われていたが、朝鮮船の場合は朝鮮との通信使の関係で打ち払わず、浦役から藩(支藩であれば、まず支藩、それから本藩)に報告、藩から幕府の関係所管への報告がなされ、長崎奉行への許可を得て、漂流地の所轄の藩が長崎まで漂流民と船を届けた(その費用は漂流地の所轄藩が支払う)。

今回の場合、その日、浦の下役(小田又左衛門直貞)から奈古の代官役并金山都合役(池田権右衛門専英)へ報告がなされ、言葉等による意思の疎通ができなかったため萩本藩へ通訳の依頼をし、宿等の手配をした上で諸道具等の点検をした。その内容を当職(粟屋内蔵次當)から江戸の加判役(富山久太夫豊常へ享保十一年十二月二日から朱書の御居間都合役)や萩本藩へ報告されている。すぐ

に加判役鳥羽衛士堯清、福間采女賢保と連名で、翌八日付で長崎御奉行日下部丹波守博貞へ（秋本藩からも）報告（同じく御留守都合熊谷勘右衛門・公儀役桜井新左衛門へも）（少し遅れて石河土佐守政卿へも）されている。また送り届け先の長崎町人への依頼などもしている。腰札の解読不明（当時）の文字に関しては、『御蔵本日記』『御居間日記』にも写しとられたものが記録されているのも興味深かった。

なお翻刻に当たって、原文に次のような操作を加えた。

《凡例》

一 本来は原文の体裁に従って改行すべきであるが、紙面の都合上現行では詰めた。

一 翻刻に当たり、本文中に適宜句読点（、）と並列点（・）を付した。

一 変体仮名（江、而、者、茂、与）等は、原文では小さく書かれているものもあるが、同じ大きさにした。

一 欠字、平出は原文通りとせず、紙面の都合上、前の文字・行に続けた。

一 文中の誤字・脱字については、訂正・挿入してあるものを入れきった。

一 頁の終わりは（一）で印した。

一 異筆（朱書を含む）も入れきった。

《表紙》

徳山毛利家文庫 異国船漂着3 朝鮮船漂着記 享保十年

《本文》

朝鮮船漂着記 享保十年

覚

一 享保十年乙巳十二月七日長州阿武郡奈古土浦江朝鮮船老艘九人漂着、依之奈古下代役小田又左衛門も早速注進之趣、左記之

以飛脚啓上仕候、奈古土浦江異国船老艘未ノ中刻漂着仕候、乗り人九人相見申候、委細之儀相窮追々御注進」可申上候、恐惶謹言

十二月七日 未ノ中刻出之 小田又左衛門

池田権右衛門様

猶以積荷・諸道具等相窮、追付御注進可仕候、以上

右飛脚八日未ノ上刻 徳山来着

態啓上仕候、先達而御注進仕候漂着之異国船、早速私罷越相窮候処ニ、弥九人乗り漁人と相見申候、筆談分り不」申候得共、朝鮮人かと尋候得者、朝鮮人と返答仕候、其外之儀者分ケ聞江不申候

一 右之九人早速百姓屋江呼入、焼火江當テ粥酒たへさせ申候内、老入船頭らしきもの腰札所持仕候ニ付書写指出候、船并諸道具別帛付立候通、取揚ケ入念番人付置申候」

一言葉分り不申ニ付、従萩通辞御指出被下候様宗像五郎左衛門御藏出申出、心遣可仕通申遣候

一 右之人数、今晚土村百姓新五左衛門・佐左衛門与申もの両家ニ差置賄申付、明朝奈古浦江引越可申与奉存候、此外追々可申上候、恐惶謹言

十二月七日 酉ノ刻 小田又衛門

池田権右衛門様

一 腰札文字、船之丈尺并諸道具等之付立、左之通り

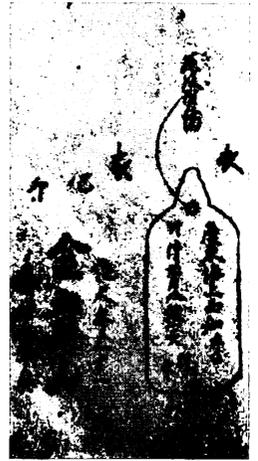


表 慶東海上西知庄占

黄皮附緒

卅津第八敵員焼印

裏 己 辻尺年三十一

金 貴山

卯 卸拵人軍貞 ※表裏共解読不明

右腰札之表裏ニ書付有之候

覚

一 船老艘

但、長サ八尋横八尺五寸

右船損茂無之、新船と相見候

一 朝鮮人九人

一 帆柱老本

一 孫帆柱老本

一 帆老流 但四反

一 孫帆老流

一 梶老挺

一 櫓七挺

一 綱拾式本

一 木碇老ツ

一 あか取老ツ

一 小細引老本

一 鉤道具五はへ

一 羽釜老ツ 但蓋有之

一 胴わん七ツ 但蓋数々有之

一 七八本

一 焼物九ツ 但皿と相見申候

一 細工のミ老ツ

一 小桶老ツ

一 箱五ツ

一 小あみ老ツ 但袋ニ

一 前手斧老丁

以上

右注進、八日申ノ下刻徳山来着也

一 右異国船奈古漂着之到来ニ付、左之通

今月七日未ノ刻奈古之内土村江異国船九人乗り老艘漂着之由、

小田又左衛門注進仕候、委儀者未申来候得共、先右之趣可被

達高聴候、以上

十二月八日 粟屋内藏

御居間都合役

富山久太夫殿

昨七日未ノ刻奈古浦異国船漂着之由只今申来、依之兼々御

用談御坐候間、只今御藏本御出可被成候、以上

十二月八日 粟屋内藏

福間采女様

鳥羽衛士様

一右ニ付代官役池田権右衛門義仕廻次第早速可罷越候、然者到萩異国船漂着之節取扱被仰付様之趣承合、其後奈古罷越万端念を入支配可仕候、勿論委細之趣追々徳山御注進可仕通被仰渡候事
一「同所御用筋兩人役も覺書を以申達候趣、左ニ記」

覺

一朝鮮之漁船と相見、今月七日八ツ時過奈古浦之内土と申所江流寄候、乘人九人無別条勞り置申候通申來候、委細之義未相聞候へ共、右一通り江戸江早飛脚を以御注進ニ被及候

一長崎江右同断之趣、尤御差圖次第「乘人船共ニ可被差送候而、御奉行日下部丹波守様江早飛脚を以被及御注進候

右之趣御口上ニ取繕、毛利筑後殿江可被相達候、尤御當役中御状被差越候

一右ニ付江戸江追而委細之御注進如何様ニ有之可然哉、ケ様之時節「從萩御注進之次第御聞合、其趣書付可被差越申候事

一長崎江之趣右同断

一奈古浦ニ唐人滞留之間取扱之儀旁委細被承合、其通りを以到奈古御沙汰可有之候

猶又其訊此方江茂書付可被差越旨候夏」

一唐人并乘船共ニ長崎江被差送候節、物頭老人先年被指添候、此度茂老人ニ而御済可被成哉、其下心を以少々御聞合可有之旨ニ候

一本道醫師老人ハ「兎角長崎江差添被遣ニ而可有之候、併御手醫者不被遣、病人等有之時ハ」其所々之醫者ニ而茂可相濟哉、

少々御聞繕可有之旨候事

一右之節才料之人数如何様ニ而可然哉之衷

一右之節諸道具等仕立様之儀、得与御聞合可有之旨候事

一道中先様ニ而作廻之儀右同断

一右被差送候節、於長崎此方之「役人萩より被遣置候、長崎之御役人江相談事可有之候間、萩も右之趣御通達有之可然候、將又於長崎戸藏勘右衛門与申町人、徳山御用相達候段茂可被通置旨候事

右大概萩御聞申合之廉々荒々書付被仰付候、然者萩ニ而常々「御取扱之一巻記録可有之候間ケ様之もの御所望相成、何分御用筋分りふ候へハ数々之御聞合ニも及不申と相見申候、猶又御了簡ニ而宜様ニ御聞合御注進可有之旨候、以上

已十二月八日 大野又右衛門

岩内平右衛門

池田権右衛門様」

一右同断ニ付萩江之書状、左之通

一筆致啓上候、然者昨七日奈古浦江唐船九人乗と相見老艘漂着之由申來候、依之池田権右衛門と申もの追付其御地差越申候、

此方領内ケ様之儀、近年無御坐不案内御座候故、其元之趣承合候上、彼地罷越候様ニ申合候間、御役人中委細「権右衛門江御演説候様御沙汰奉頼候、委細之儀未相聞候得共、先御知せ旁如

此御座候、恐惶謹言

十二月八日 栗屋内藏

鳥羽衛士

福間采女

毛利筑後様

権右衛門義、高八拾石持高廻也、常々御使者」勤之格を以定手

子共ニ組付式人鎗持拵箱持之荒仕子式人御付人有之

一右ニ付、長崎御奉行日下部丹波守様江御注進仕立飛脚式人光井組
浅井組

山本権左衛門 同日夜半過仕出也

御書御文牒、左之通

一筆致啓達候、甚寒之砌候へ共、弥御堅固御勤取被成与珍重存候然者、」拙者領内長州阿武郡奈古浦江異国船老艘當月七日漂

着、早速家頼之者見分仕候処、朝鮮人と相見へ九人乗組候由御

座候、其外委細之義御家頼迄家頼共御注進致候様申付候間、

何分宜御差圖頼存候、右為可得御意如此御座候、恐惶謹言」

十二月八日

御名

日下部丹波守様

人々御中

當役中御書状、左ニ記

一筆致啓達候、甚寒御座候得共丹波守様御機嫌能可被遊御坐奉恐悦候、然者但馬守領内長州阿武郡奈古浦与申所江、異国船老

艘昨七日未之刻漂着仕候付、浦役人致見分」候所、朝鮮之漁船

ニ而可有御座哉与浦人共申候得共、何国之者共難決御座候、右

之内老人腰札下ケ居申候ニ付、文字写并諸道具別紙付立入御披

見候、早速陸宿ニ而介抱申付置候、依之丹波守様江但馬守御得

御意候、委細之義各様迄御注進仕候様ニ就申付候、如此御座候、

何分御指」圖被成可被下候、奉頼候、恐惶謹言

十二月八日毛利但馬守内

粟屋内藏

鳥羽衛士

福岡采女

日下部丹波守様

御家老中様」

別紙 ※〈前出の腰札表裏と諸道具類（木碇と小桶なし）故略す〉

一右ニ付於長崎御用達戸藏勘右衛門方江」兩人役大野又右衛門・岩

内平右衛門より書状を以、右御届之御書箱等政所江差出候茂、将

又追付唐人送り役人被差越候、萬之儀承合、此方心得ニ相成候、

廉々申越候様ニ委細頼遣候、文牒無異事故不記之

一右ニ付江戸江御知せ之仕立飛脚足輕式人光井組国廣半右衛門岡部

組東尾又左衛門、八日夜半過出足」

徳山・江戸迄十日切也

江戸江之奉書、左ニ記

懇令啓達候、御領奈古浦江今月七日未ノ刻異国船老艘漂着ニ付、

早速彼地役人罷出令見分候処、朝鮮漁船ニ而可有之哉、何國之

者共不分明候へ共、九人乗之内老人腰札下ケ居申候付、文字別

紙ニ写并」諸道具付立共入御披見候、早速陸宿ニ而介抱申付置

候、右之趣長崎御奉行日下部丹波守様江、從殿様以御書被仰進、

猶又委細之儀者各々丹波守様御家老中江御注進仕候、長崎被差

送候儀御指圖相待罷有之

一公義御届別紙記録所仕出一通」差登せ候条、其元之儀御本家様

参方茂可有之候間趣得共被承合、猶又外御並様方ケ様之御届之

格可有之候、何分被承合首尾能相済候様ニ、各被相談心遣可有

之候、尤貞享式年奈古浦江漂着仕候へ共、其節御届之記録旁其

元二而も委細見兼可申と存候、御配地之義ニ候へハ、右之趣從御本家様も都合之御届可被為入哉、先年之趣左様之参方ニ相聞候、桜田之趣得とき舟合宜相濟候様ニ可被仕候、依之東西十日切仕立飛脚を以如斯ニ候、恐々謹言

十二月八日

粟屋内藏

鳥羽衛士

福間采女

御留守都合 熊谷勘右衛門殿

公儀役 櫻井新左衛門殿

記録所江戶江之仕出

覚

一當月七日御領内奈古浦江異国船老艘漂着、早速役人見分之所ニ朝鮮人と相見九人乗組罷在候由、依之彼地江早速注進今八日」夜中長崎御奉行日下部丹後守様江別紙之通御状被差越候、右之段石河土佐守様江御届入可申哉、於江戶遂了簡御届可仕旨候、其外御届仕宜御役人様方江於江戶承合無緩せ可相濟旨候

右之通、熊谷勘右衛門・櫻井新左衛門方江可被申遣御意御座候、以上」

十二月八日

杉山三郎左衛門

福間彦大夫

小幡内記

粟屋内藏殿

此時土佐守様長崎御奉行御非番也、且又長崎江之御書面之写、前ニ相見候故略之

腰札之文字写」諸道具付立

右長崎御注進同断認之

一右之趣大坂御藏屋鋪留主居役、神代八郎右衛門江為知并御役人様方江於大坂ニ御届之儀者御並様方承合可相濟旨ニ付兩人役大野又右衛門・岩内平右衛門江委細之書状差越伏見御用途大塚小右衛門方へ添状共ニ」相認、右飛脚之足輕江相渡差登候也

一毛利讚岐守様御後見被遊候ニ付御知せ左之通御機嫌伺一通ハ爰ニ不記之

此方領内長州阿武郡奈古浦江今月七日異国船漂着仕候付、彼地役人罷出見分仕候所、九人乗り内老入腰札下ケ居申候、何国之者共」不分明候へとも、朝鮮漁船之様ニ相見申候、早速陸宿ニ而介抱申付置候

右之趣長崎御奉行日下部丹波守様へ為御届但馬守殿江以飛札被申達候、猶又委細之儀各江御家老中江御注進仕候、御指圖相待罷在候、江戶江茂早速飛脚ニ而御届ケ被申候、右之趣御自分様迄為御知可」申進由ニ付、如此御座候、御廊之刻被達御耳可被下候、恐惶謹言

十二月九日

粟屋内藏

鳥羽衛士

福間采女

三沢求馬様

一同八日戌中刻、奈古仕出小田又左衛門注進状、左ニ記」

以飛脚啓上仕候、先達而段々御注進仕候朝鮮人九人共ニ、今八日五半時奈古浦引越申候、舟諸道具共ニ相違之義無御座候、諸道具之分ハ町人之藏江念を入置申候

一右九人共二老人二而も病人無御座候

一通詞之儀昨晚申上候様宗像五郎左衛門養子権左衛門、幸爰許罷越候故、委細」申合萩差帰候処ニ又々今朝爰元罷越申候、昨晚直様萩御客屋江罷出、奈古江朝鮮人漂着ニ付通詞御差出被下候様ニと私方迄頼来候、尤私御藏本罷出御頼申上候様ニと被仰越候段申候へハ、御客屋役人被申候ハ御自分直様御藏本罷出可申由ニ而手紙并ニ手子役之者被相添候付」罷出右之趣申出候所、早速筑後殿御聞届御大切之御儀候間、後根長左衛門と申仁早々可被差出之通被仰出ニ付、御請仕御客屋罷下り右之様子御達仕、先達而奈古罷越御役人方江可申達通重畳申談様候通申候、依之長左衛門宿賄等之義申付相待申候、通詞參候上」委細御注進可仕与差扣候得共、少々延引故無御心元可被思召与存、先無別条一通之御注進如此御座候

一朝鮮人宿奈古浦半助与申者一軒にて相濟候、賄之儀ハ一汁一菜朝夕ともに酒給させ申候

一覆具蒲團巻ツ宛、人別ニ渡之着せ申候ニ

一右之宿不寝番拾人付置、五人宛式番ニ相動させ申候

一村廻り組付老人下目付老人唐人宿相詰申候

一御紋付挑灯唐人宿戸口江灯申候

一市中火用心手堅申付昼夜」無油断役人差廻申候、此外追々萩御仕構等之趣承合、随分無緩せ其沙汰可仕与奉存候、恐惶謹言

十二月八日戌ノ中刻 小田又左衛門

追賂道中間違之程難計、御三人江當テ申候

池田権右衛門様

大野又右衛門様

岩内平右衛門様

一同九日寅ノ刻、奈古仕出小田又左衛門注進状同夜丑中刻徳山来着、左ニ記

態致啓上候、夜到飛脚仕出候、以後亥ノ上刻計ニ萩方通詞後根長左衛門与申仁奈古着仕候ニ付同道仕、朝鮮人宿江罷越長左衛門問答仕、朝鮮之獵人紛無御座候、江戸・長崎御届可被成通ニ御座候

一右長左衛門与申仁萩御船頭ニ而、ケ様之節度々長崎海上罷越通ニ御座候、大概御仕向之様子物語仕候ニ付、別紙書付懸御目申候、長府杯も大形此格ニ而御送せ被成之由長左衛門申候、尤萩方も段々被人御念、何ぞ御差問之儀も有之候ハ、無遠慮被仰聞候様ニと於萩も長左衛門江被仰合之由ニ御坐候、」今日茂滞留仕船具等朝鮮人江引合相改、目録調様案文等調候間跡・追々可申上候、恐惶謹言

十二月九日 寅ノ刻罷出 小田又左衛門

池田権右衛門様

大野又右衛門様

岩内平右衛門様

朝鮮人口上」

朝鮮國慶尚道^{チョンヤンダウ}チンゼウト申所之獵人、十二月四日俄ニ西風吹来り被流、同七日奈古浦着船乗組九人也

船頭 歳廿七

ノブトヲリ

梶取 五十四

クイサアニイ

四十五

チムニヒヨウ

四十卷

フヒヤウキイ

廿七

トウニルカイ

廿六

ヲムザニイ

廿七

ホムトウニイ

廿式

コムトウリイ

廿

マンニイヒヤウ

是即御注進ニ入申儀ニ而ハ無御座由候へとも、国所名年長左衛門申分書付差出申候、以上

同日

小田又左衛門

御本家様之御届之大概

一朝鮮人漂着仕候得而ハ、何人乗り之船何國何村と申所江着船之御届ケ長崎御奉行所江御在国之節者、長門守様より御留守之節者御當役中ニ被仰入御返答之上、海陸一同ニ御仕立被成、尤江戸江茂被遂御注進俄ニ候得共是者御届迄之儀ニ御座候事」

右之通迄江戸・長崎之御届ケ入申達由御座候

一朝鮮人之儀ハ陸被差送物頭衆番人警固被仰付候、尤醫者衆被差添候事

一朝鮮船之儀ハ海上被差送候、四拾六挺程之関船被差添候、朝鮮船長崎漕届候迄ハ日本流之櫓立テ仕人数等茂櫓数之通乗せ組、長崎着船仕引渡之節者櫓道具取退、朝鮮船一通ニ引渡相成候、船中之儀有之、御船手警固被仰付候事

一陸送り之儀ハ日数相極共儀ニ候故、長崎着之上目録之辻を以引渡相成候、尤御口上書等茂被差添被遣候事

一船中之儀者日数不相極支ニ候得ハ、先達而物頭衆へ御口上ニ而

被仰入候故、」着船次第是又船中目録之辻を以引渡相成候、万陸送りノ船早く長崎着岸之節者、物頭衆を相待指圖次第引渡、陸海共ニ御使者之儀候得共、御奉行所江罷出御相對有之御返答・御口上杯御座候事

一朝鮮船着船仕候節者船損も候か、又ハ其外諸道具等損申儀ニ御座候、左様之」節者不殘取繕被仰付候事

一長崎ニ至候而ハ御国問屋鯨屋次郎右衛門江、先達而着船之趣申達シ、御奉行所へ次郎右衛門罷出、其以後御使者之人物次郎右衛門同道ニ而御奉行所罷出候、尤上下着用仕若黨兩人衣羽織着せ道具挾箱草履捕召連申候事

一引渡相成候節、御奉行所ニ檢使衆」兩人對馬屋敷留守居通詞屋儀立相引渡仕候、此御方ニ茂鯁屋治右衛門罷出、諸事見合心遣仕候、此時節之御使者之儀者麻上下着用仕候、左候而引渡已後御奉行所又々罷出御返答承、天氣次第ニ出船仕候事

一物頭衆之儀茂大形此當リニ而御坐候半哉、不分明候事」右前書之通長左衛門申分ニ而御座候故、乍無用之儀書付如此御坐候、以上

已十二月九日

小田又左衛門

一右ニ付長崎江送り役人左之通被仰觸候

物頭式百五十石 長濱五郎左衛門

同 百五十石 岡部権右衛門

醫 七拾五石 水津寿榮

今度奈古浦漂着朝鮮人長崎江」御注進被成候、御返答次第彼地被差送候節彼地江被遣候、大方来ル廿日比出足之様ニ可相成候、尤勤方等之義至、其節於御役所可申渡候、此段可被仰渡候、以上

十二月十一日

粟屋内蔵

福間采女様

鳥羽衛士様

格書ニ相認候得共、異事無之故一紙扣置、嶋田長左衛門義今度奈古浦漂着朝鮮人長崎・御差圖次第被差送候節、右之船漕船都合被仰付海上長崎江被差越候委細至、其節可被沙汰候へ共用意仕候様ニ可被申渡候、以上

十二月十一日

粟 内蔵

宗勘兵衛殿

今度奈古浦漂着朝鮮人長崎江御注進「被成候、御返答次第彼地被差送候節、算用役と・御自分茂長崎被差越候条、其用意可被仕候、尤勤方之儀追々御沙汰可被成候条可被得其意旨候、以上

十二月十一日

大野又右衛門

岩内平右衛門

山内善兵衛殿

一池田権右衛門昨日亥ノ刻秋仕出之書状「奈古人夫を以差越、一日子ノ刻至徳山注進之趣、左記

従秋奈古夫を以致啓達候、於奈古唐人不殘異儀無御座候由、

小田又左衛門方・注進仕候

一拙者儀今八ツ時分御用所江可罷出之由、宗像権左衛門方迄申来り権左衛門召連罷出候処ニ毛利筑後殿相對、相應之「御挨拶唐船一卷之儀役人中へ相談可仕候由、左候而手先役之内進藤勘兵衛与申仁相對仕大概承合候趣、左之通

一江戸長崎へ御注進、今月七日八ツ時過朝鮮漁船と相見へ奈古浦江流寄乗り人九人無別条勞り置候通御注進候者、此上御注進ニハ及

申間敷候由」

一長崎御目付江茂右同様之御注進入候へとも、只今ハ御目付無御座候故、不及其儀候由

一大坂御奉行江御注進入候、未無御座候ハ、御注進被成可然由

一於奈古唐人逗留之内取扱之義、此間通辨後根長左衛門罷越申合候由、追々其訳可申進候」
(なかむら むつみ)